**処遇改善加算等の実績報告が変更になりました**

（福祉・）介護職員等処遇改善加算の実績報告書の提出に当たり，令和２年度から改善前賃金の考え方が変更となっています。

賃金改善実施期間と同時期の賃金総額

前年1月～12月の処遇改善加算総額

前年1月～12月の独自の改善額

（前年1月～12月の特定加算額）

【基準額】

（令和2年度から）

前年1月～12月の賃金総額

（令和元年度まで）

はじめて加算の算定をする前年度の賃金総額

【基準額】とは，賃金総額から処遇改善及び特定処遇改善の加算額及び独自の改善額を除くことにより，「賃金改善していない」状態の賃金額を算出しているものです。

　したがって，適正な賃金比較をするに当たり「改善前」と「改善後」の前提条件を揃える必要がありますので，流動的要素のある手当（時間外手当，夜勤手当等）は除外する必要があるとともに，事業の増減や職員数の増減などが生じた場合については，基準額の変更をしていただく必要があります。

※加算総額と賃金改善所要額に大きな乖離がある場合は，挙証書類の提出を求める場合があります。

　【基準額】の変更の際には，変更前の基準額，変更後の基準額，基準額の算出根拠，変更が必要な理由を別紙で届出してください。（記載例を次ページに記載しています）

　実績報告書により提出された賃金総額や職員の常勤換算数等については，必要に応じて確認をする場合があります。書類の確認ができない場合は，加算の全額が返還となる場合もありますので，日頃から賃金や雇用に関する書類，勤務実績等，関係する書類の整理をしてください。

こんな時は基準額の変更！

・基準額の算出時点（平成３１年１月～令和元年１２月）と職員数に増減が生じている場合

・時給制職員の勤務時間が基準額の算出時点と異なっている場合

・職員の勤続年数や年齢構成の変化により賃金額に差異が生じている場合

・基準額の算出に当たり，流動的要素を含めてしまっていた場合

・事業の休廃止等により実施期間が１年に満たない場合

・介護保険サービスと障害福祉サービスの按分割合に変更が生じた場合

・賃金額や加算額が当初の見込みと大きく異なっている場合　　　　　　　　　　　　　　　等々

賃金改善所要額が加算の総額を上回った場合でも，基準額の変更が必要な場合に該当するのであれば届出が必要となります。

【基準額変更記載例】

（例）

年　　月　　日

（あて先）　旭川市長

●●株式会社

代表取締役　　▲▲▲▲

基準額の変更について

次のとおり令和2年度処遇改善加算に係る基準額の変更を届け出ます。

・事業所名　　　×××ケアサービス

・変更前基準額　　　【基準額１】処遇改善加算：bbb,bbb,bbb円

　【基準額２】特定処遇改善加算：xxx,xxx,xxx円

　【基準額３】(A) 333,333円 (B) 222,222円 (C) 111,111円

・変更後基準額　　　【基準額１】処遇改善加算：aaa,aaa,aaa円

　【基準額２】特定処遇改善加算：zzz,zzz,zzz円

　【基準額3】(A) 321,098円 (B) 210,987円 (C) 109,876円

・基準額の算出根拠

　　平均年収\*,\*\*\*,\*\*\*円

変更前は職員数が○○人（常勤換算）

変更後は職員数が◎◎人（常勤換算）

・変更が必要な理由

　　職員の退職により減員したため。

・担当者

○×　△□（電話00-0000）



新型コロナウイルス感染症への対応として国や北海道からの慰労金（新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業）が支給されている場合，当該慰労金は賃金に該当しません。

したがって，実績報告書の賃金として記載しないよう注意してください。

法定福利費の取扱いについて

　賃金改善に要した費用については，当該賃金改善に伴う法定福利費等の事業主負担分の増加分を含むことができることとされていますが，あくまでも「賃金改善に伴う増加分」のみであり，全ての法定福利費等を賃金総額に加えるものではありません。

例）改善前　　年額賃金　2,400,000円　　　改善後　　　年額賃金　2,760,000円

　　　　 法定福利費等　 732,000円　　　　　　 　法定福利費等　 841,800円　（料率30.5％で計算）

**841,800円－732,000円＝109,800円**

**⇒　賃金額を（2,760,000円＋109,800円＝）2,869,800円とすることができる。**

※処遇改善加算，特定処遇改善加算の両方を算定している場合は，それぞれの加算による増加分を計算する必要があります。